

タイ向けりんご等生果実のこん包表示（ラベル）の追記について

青森県りんご果樹課

1 「タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領」によるラベル

【タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領 第5（7） 参考様式】

Product(Produce) of Japan		
Name of exporting company	Kabushikikaisya Syokubouapple	→ 輸出者名（会社名）
Name of fruit	Apple	→ 品目名
Packinghouse code(PHC)	AM-000	→ 選果こん包施設登録番号
Production unit code(PUC)	02-0000	→ 生産園地登録番号
EXPORT TO THAILAND		

追記



2 タイの農薬規制に係るガイドラインに対応したラベル

【タイの農薬規制にかかるQ & A（2020.9.2時点：農水省）】

Product(Produce) of Japan		→ 「Product」または「Produce」を選択
Name of exporting company	Kabushikikaisya Syokubouapple	→ 輸出者名（会社名）
Name of fruit	Apple	→ 品目名
Packinghouse code(PHC)	AM-000	→ 選果こん包施設登録番号
Name of packing house	Syokubouapple Packing center	→ 選果施設名 ※追加
Address of packing house	1-1,Nagashima,AOMORI-city,AOMORI,JAPAN	→ 選果施設の所在地 ※追加
Production unit code(PUC)	02-0000	→ 生産園地登録番号
EXPORT TO THAILAND		

【留意事項】

- （1）上記※部分の英字表記は、当該選果こん包施設における適合証明書（JFS規格や県証明書）に表記されているものと同じであること。
- （2）生産園地登録番号は、複数記入が可能。ただし、最大3個までとすること。
- （3）ラベルの大きさの指定はないが、見やすいサイズとすること（参考：台湾こん包ラベルは、横幅8cm以上）。